

開発協力大綱原案に関する分析

1. 文面に関する全体的評価

(1) 「改善」された部分

- ◎ 「基本的考え方」（世界認識）は一定「普通」に戻る
元々は「世界は30年に及ぶポスト冷戦期が終焉し、極めて複雑な国家間競争の時代に入った」との認識。 ※なぜ「普通」に戻ったかを考える必要あり
- ◎ 「目的」についても、地球規模課題および「人間の安全保障」にシフトし、「経済安全保障」の記述はなくなり、「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）についても、「FOIP」そのものでなく、そのビジョンの下で取り組むことに。 ※なお、国際益と国益への「同時」の貢献という認識は変わらず。
- ◎ 地球規模課題については、気候変動・環境、保健、防災、教育などについて具体的な方針が記述。
- ◎ 「人間の安全保障」の実現との触れ込みで、「平和構築支援」において、海上保安能力向上、法執行機関の能力強化、海洋安全保障等の支援を行うとの趣旨を明記（※軍・軍関係者への支援強化につながる記述）
- ◎ 実施原則については、非軍事原則および「軍事支出等の動向に注意を払う」はそのまま継続（書きぶりとしては緩和の方向は示されていない）
- ◎ 開発教育については具体的に明記（開発教育を通じ、幅広い世代が様々な開発課題について主体的に考え、行動する力を育んでいく。）

(2) 課題（例）

- ◎ 報告書にあった0.7%目標についての「今後10年で達成する」といった達成年限の明確化については、「念頭に置く」に後退。
- ◎ 市民社会との連携については、現大綱が10行、報告書が12行あるところ、改定案では6行に後退、報告書にあった現地市民社会との連携についての記述が削除、現大綱にある「担い手のすそ野拡大」や「国民の意見に耳を傾ける」といった記述も削除、戦略的パートナーシップのみ残る。
- ◎ オファー型協力：これまで（形式上ではあっても）原則とされていた「要請主義」（相手方が要請を出したものを実施）から、「共創」の下で「オファー型協力」を強化するとの記述。

- ◎ 「ビジネスと人権」や、ODA 実施に伴う人権侵害や環境破壊に関わるガイドライン等の記述：報告書には一定あったものが見当たらなくなっている。
- ◎ 「同志国等」：開発協力の目的・理念を共有する国々との知見・資源の共有・連携を深化させる、「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」のために連携を深めるとの記述あり。

2. なぜ、このように変わったか：その意図を探る

(1) 「原案」検討のプロセス

- ◎ 総合外交政策局からのインプット：「政府安全保障能力強化支援」(OSA)、「ビジネスと人権国内行動計画」、ジェンダーその他総政局関係マターについて
- ◎ 地球規模課題審議官組織からのインプット：地球規模課題について
- ◎ 財務省からのインプット：0.7%目標の年限付き実施について

(2) 「OSA」と「ODA」の使い分け

- ◎ 生まれたての「OSA」を守る意図：「開発協力大綱」は ODA（開発協力）に特化し、かつ、ODA は開発協力なのだから、より地球規模課題・国際益の方向に特化させる書きぶりにして、「OSA」と切り離すことが狙いか
 - ※ 実際、外務省の 2023 年度予算においては、「国家間競争時代における、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展」、「情報戦を含む『新しい戦い』への対応の強化」が明確に打ち出されている：外務省の世界認識が穏健に変わったわけではない。

(3) 「経済安全保障」「FOIP」「非軍事」について

- ◎ 「大綱」文案ではニュアンスを薄め、「共創」「人間の安全保障」といった一般的に受けのよい記述を増やすことにする。逆に、「ビジネスと人権」「ガイドライン」等に関する記述もなくすることで、「縛り」となりうる要素も除去し、実際の運用で展開できるようにする。「非軍事」についての書きぶりのシンプル化も同様の趣旨と考えられる。

(4) 「市民社会との連携」について

- ◎ 同様に、新たに何かをしなければならないとれる記述を減らす（例：海外市民社会との連携等）ことによって、新規の政策立ち上げ等に向けたアドボカシーへのとっかかりを減らす？

3. 今後の方向性について

- (1) 書きぶりが一定「穏健」になったことを以て、市民社会の声が反映されたといった評価はできない。上記のような「裏の意図」の存在をより強く認識する必要がある。

- (2) 「OSA」と「ODA」の連動について、幾つかの方向性から追求する必要がある。特に国会での論戦を継続して行っていくことが必要。
- (3) 環境や「ビジネスと人権」に関するガイドラインの遵守についても求めていくことが必要。
- (4) 「市民社会との連携」についても、現大綱・報告書との関係で、戦略的にアプローチする必要がある。特に、「戦略的パートナーシップ」の中身を具体的に定義させ、以下の論点を追求する必要がある。
 - 国内市民社会との連携：既存のスキームの改善、新規スキームの形成、能力強化プログラムの再編と拡大、いわゆる国民・市民の参画の強化を主張、
 - 海外の市民社会との対話と連携：「グランド・バーゲン」や保健分野での多国間援助のトレンド変化などと合わせて追求する必要がある。
- (5) ODA のアカウントビリティ、透明性の確保と市民社会、一般国民・市民の参画の確保について、さらに追求する必要がある
- (6) 大綱の実施状況のレビュー、モニタリング、評価を確実に行うように求める必要がある。

以上